○【別添 14】 平成 16 年総務省告示第 88 号

○総務省告示平成十六年第八十八号(特性試験の試験方法を定める件)の一部を改正する告示案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

1~5 (略) 6 その他 6 その他 渡調器等の設定が困難な場合は、 <u>登録検査等事業者、製造業者等</u> が測定したデータを書面にて提出することにより、測定結果とすることができる。	マイン 一次 平 八	2 (一〜百十八 (略)	げる表に定める方法とする。 二条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲技術基準適合証明等に関する規則(以下「証明規則」という。)第以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備のの測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度	改正案
1~5 (同上)	別表第十八 第一 変調: 1 十一 平出:	2 (恒斗) 別表第一~別表第十七 (同上)		「「行る表に定める方法とする。」「「行る表に定める方法とする。」「「大の表の一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲った。」とがある無線設備の種別でといる。」の関定方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の以外の試験方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法の制定方法にの談別では、別表第一に定める方法とし、当該測定方法の制定方法の対象が表	

○【別添 14】 平成 16年総務省告示第 88号

第二 別表第二十三 +,, 第二 + 别表第十九~别表第二十二 $1\sim5$ $1\sim5$ 0 6 交差偏波識別度 <u>等</u>が測定したデータを書面にて提出することにより、 <u>等</u>が測定したデータを書面にて提出することにより、 することができる。 することができる。 呼出名称記憶装置 その他の条件 呼出名称記憶装置 その街 その街 復調器等の設定が困難な場合は、登録検査等事業者 変調方式に四値周波数偏位変調方式を用いるもの 変調方式に実数零点単側波帯変調方式を用いるもの 復調器等の設定が困難な場合は、 (器) (器) (器) (器) 方法 証明規則第2条第1項第9号に掲げる無線設備の試験|別表第二十三 (器) 登録検査等事業者、 皆、製造業者 測定結果と 皆、製造業者 測定結果と + + 部二 第二 别表第十九~别表第二十二 $1\sim5$ 0 (同上 $1 \sim 5$ ე ე ° € まる。 ら。 データを書面にて提出することにより、 データを書面にて提出することにより、 呼出名称記憶装置 その他の条件 その街 その他 呼出名称記憶装置 変調方式に四値周波数偏位変調方式を用いるもの 復調器等の設定が困難な場合は、 復調器等の設定が困難な場合は、 変調方式に実数零点単側波帯変調方式を用いるもの (国上) (国上) (国上) (回 上) (国上) (回上) (回上) (回上) (国上) (回上) (回上) 登録点検事業者等が測定した 登録点検事業者等が測定した 測定結果とすることがで 測定結果とすることがで

- 〇【別添 14】 平成 16 年総務省告示第 88 号
- (2) 測定が<u>困難</u>な場合は、<u>登録証明機関以外の者</u>が測定したデータを提出することにより、測定結果と<u>することができる。</u>

L 軸外輻射電力

1~6 (器

、その他の条件

 $(1) \cdot (2)$ (略)

(3) 測定が<u>困難</u>な場合は、<u>登録証明機関以外の者</u>が測定したデータを提出することにより、測定結果と<u>することができる。</u>

(4) (略)

-・十一 (器

别表第二十四~别表第五十九 (略)

別表第六十 証明規則第2条第1項第30号に掲げる無線設備の試験方|別表第六十

-〜五 (略)

占有周波数带幅

1~5 (略)6 その色の条件

測定が困難<u>な</u>場合は、<u>登録証明機関以外の者</u>が測定したデータを提出することにより<u>、測定結果とすることができる</u>。

カ〜十回 (器)

十五 占有周波数帯幅(アンテナー体型)

1~5 (器)

その他の条件

測定が困難<u>な</u>場合は、<u>登録証明機関以外の者</u>が測定したデータを提出することにより<u>、測定結果とすることができる</u>。

(2) 測定が<u>不可能</u>な場合は、<u>指定証明機関又は、認定点検事業者以外の者</u>が測定したデータを提出することにより、測定結果と<u>することもできる。</u>

(同上)

1~6 (同上)

その他の条件

(1)・(2) (同上)

(3) 測定が<u>不可能</u>な場合は、<u>他の者</u>が測定したデータを提出する ことにより、測定結果と<u>することもできる。</u>

4) (同上)

• 十一 (同上)

(回上)

别表第二十四~别表第五十九

(田上)

--~五 (同上) 六 (同上)

1~5 (同上)

5 その他の条件

測定が困難<u>である</u>場合は、<u>占有周波数帯幅の測定は他の者</u>が測定したデータを提出することにより<u>測定値に代えることができる</u>。

七~十四 (同上)

十五 (同上)

1~5 (同上)

その他の条件

測定が困難<u>である</u>場合は、<u>占有周波数帯幅の測定は指定証明機</u> 関又は認定点検事業者以外の者が測定したデータを提出すること

○【別添 14】 平成 16 年総務省告示第 88 号

十六~十九 (略)

別表第六十一~別表第七十九 (略)

により<u>測定値に代えることができる。</u> 十六~十九 (同上)

別表第六十一~別表第七十九 (同上)